

労働者党は、19年参議院選挙に向けて 以下の政治路線と政策で闘います！

労働の解放
をめざす
労働者党
ホームページ
wp11-j.org
エルエル

①長時間労働、差別 労働、搾取労働の 即時一掃を！

労働者党は、労働現場の過酷な実態を告発し、その解決なくして労働者の明るい未来はないと訴えてきました。その一つは、長時間労働、ブラック企業などに象徴される搾取労働の即時廃止の要求です。二つ目は、2千万人にも急増してきた非正規労働者、女性労働者を苦しめる、差別労働の即時一掃の要求です。

こうした要求は、途方もないものに思われるかも知れませんが、安倍首相自身が、「働き方改革」で謳い、同一労働同一賃金の実現を実行すると公約したことにはすぎません。安倍首相は、差別労働の廃止

は待ったなしの重要課題、「日本から非正規労働という言葉を一掃する」と労働者に約束したのです。

しかし安倍政権は、差別待遇や長時間労働が利益優先の企業に強制されたものであることを見ず、労働者が望んで選択した「多様な働き方」であるかに、軽く扱っています。労働者の要求は格差解消の即時実現で、「身分差別」の容認ではありません。安倍は、昨秋の最低賃金の改定が過去最大の上げ幅だったと自慢しますが、全国平均でたったの26円（東京は27円）！？これが「働き方改革」の実態です。また安倍の「即戦力となる」外国人労働者を単純労働者として大量に導入する政策は、労働者を単なる搾取材料とし

て扱い、差別を助長するものです。東京には、すでに日本で働く外国人の3割、25万人が集中し、サービスや製造、建設などの産業の担い手になっています。日本の労働者は、同じ仲間として助けあい、同一待遇を断固要求します。

②憲法タブーを恐れず、改憲策動と攻勢的に闘おう！

参院選で改憲が争点になるうとしている時、単に憲法を守れという護憲の立場では、軍国主義や国家主義を強めようという策動と闘えませんか。「陸海空その他の戦力は、これを保持しない」という現行憲法の下で、自衛隊は世界有数の軍隊として成長し、実質的な空母の保有など軍事力は強

化され、海外派兵での武器使用も容認されてきました。「平和憲法を守れば平和は守れる」という基調での闘いは深刻に反省されるべきです。

資本の陣営にとって、外国に大きな権益（対外純資産は世界一の328兆円）を持つ経済大国として軍事力強化が重要になり、憲法の平和主義が邪魔になっているのです。世界的に自国本位が横行する時代だからこそ、逆に労働者は国際主義の精神に立ち、世界の平和を愛する働く人々を信頼し、排外主義を一掃していかなければなりません。

③憲法第一章「天皇」は「国民主権」を謳う章に！

労働者党は、安倍政権の軍

労働者党は比例区予定候補に吉村ふみお・林紘義・伊藤恵子・菊池里志を立て19参院選に参加します

国主義や国家主義を強めようとする改憲策動に、断固反対の立場で闘います。それと同時に労働者党は、私たちの「憲法改定草案」を突き付け、安倍一派の策動を吹っ飛ばしたいと思います。

憲法前文では「国民主権」を謳いながら、第一章が「天皇」から始まっていることは重大な矛盾であり、即刻改正するべきです。

労働者党の「改憲草案」の第一条は、「日本は労働者・働く者を支柱とする国民主権の国家である」と高らかに謳い、「国民主権」を明記して、国の根底的な性格を規定しています。

護憲派は反動派に抗して、平和条項に重点を置いて闘ってきましたが、平和主義とともに国民主権もこの国の基本理念を示しています。「象徴」、つまりこの国の飾り物にすぎない「天皇」ではなく、「国民主権明記」の第一章を高く掲げること、憲法改憲の策

動と攻勢的に闘うべきです。

天皇条項だけが問題ではありませんが、ここに焦点を集中して憲法タブー、天皇タブーを打ち破り、安倍一派のような国家主義者たちが再び天皇を神格化して、利用することができないようにすることが必要だと考えます。私たちの「改憲草案」の第二章に「天皇」があるのは、天皇制を容認するものではなく、厳しく規制し、将来の「廃止」を明示するためです。

④介護問題は共同体 原理による共同支 援活動で解決を

【労働者党改憲草案は次頁に】
団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025年、現行制度のままで必要となる人材は220万人だが30万人も不足すると政府は危機感をあおり、外国人材の導入が解決策であるかに言います。
介護は、ヒトだけが行なう最も人間らしい、人間本来の

社会性が現われる活動です。安倍首相は、あれほど「美しい国日本」と言っておきながら外国人まかせで構わないと考えており、その人間性や倫理観の欠如が問われます。

私たちは介護の無償化を要求しますが、「介護の社会化」は、力ネで実現できるようなものではありません。社会の成員が互いに支え合う共同支援の精神、即ち共同体原理によってしか実現しません。居住地での清掃活動や子供の見守り、防災活動を地域住民の参加でやるように、誰もが一定期間、介護に携わる、それを社会や職場が配慮しさえすれば、不可能なことではありません。

介護現場で、離職者や暴力事件が多発するのは、力ネまかせ、他人まかせにされ、人が人として支え合うのではなく、押し付けられた労働になり、それがまた力ネ儲けの手段になっているからです。現代の困難で、しかも緊急

な課題となった介護問題の決定的な解決には、ただ共同体的な原理を採用すること、介護を最初から社会的なものとして位置づけ、共同支援化の活動に置き換えていくことが必要です。

⑤労働者党が重要と考える他の政策

■バラまきでの「経済成長」や「福祉」は幻想です。
インフレも大衆課税も反対！借金なき健全な財政に！

■モリ・カケ事件は何も終わっていません。

国家ぐるみの大罪を犯した悪徳政治家官僚を牢獄へ！

■真実の歴史を否定して、戦争と帝国主義国家への危険な道歩むことは許さない！

■年金格差は不当な賃金差別の反映だ。格差は少なくとも一・五倍に！

■野党共闘はご都合主義、反安倍勢力は「別個に進んで一緒に撃て」で行こう！

労働の解放をめざす労働者党 略称 労働者党

岩瀬清次を国会へ

働く者の代表を首都東京から



物怖じしない闘士

労働者党結成大会を経て党の代表委員の一人になった岩瀬さん。就任半年足らずで17年の衆院選では神奈川11区の現場責任者として活動。経験不足ながらも、選挙カーを購入するときから選挙闘争が終結するまで、横須賀の現場で、涉外やマスコミ対応など先頭に立って担ってくれたのが岩瀬さんです。選挙闘争最終日、選挙カーからあくつ候補の支持の訴えを窓から身体を乗りだして大声で叫んでいたのが印象的でした。

岩瀬さんの略歴

- 1953年東京下町の台東区生まれ。都立上野高校入学の年に学園紛争あり。社会問題を考えるようになり、反体制派の道を選び、理論学習を深める。スターリン主義共産党や急進

- 争議後体調を崩し、86年退職。再びビルメンテナンスの職に就き、東京東部で社会主義を目指す活動を展開。
- 一昨年の衆院選神奈川11区での闘いでは、退職して現地の闘争委員会責任者を務めた。現在、労働の解放をめざす労働者党代表委員。

差別労働、長時間労働の一掃をめざして

年金世代になったとは言え、その風貌どおり元気いっぱいの壮年です。物怖じせず、感ずるところは素直に発言し、自分が納得するまでその主張は曲げない強い意志があります。いつも前向きな姿勢で課題解決に向かつて努力する人であり、信頼のおける人物です。

- 長年労働現場で労働者階級の一人として闘ってきた経緯もあり、労働者が分断され支配が強まっている今の政治情勢を見れば、自ら立候補せずにはいられない、使命感の強い人でもあります。
- 派の理論や実践に疑問を持つ中で、全国社研の活動を知る。
- 高卒後、兄の勧めでボイラー技士の資格取得後、ビルメンテナンスの職に就く。
- マル労働の東京東部地区組織で活動を開始。77年足立区のペトリカメラに入社。
- 埼玉工場に配転となり、そこで会社倒産、争議を経験。労働債権確保、会社再建の要求で闘う労働組合に加入。自主生産などで生活を支えながら闘い勝利したが、資本の鉄鎖は断ち切れず。

労働者の闘いを発展させよう！

安全保障関連法案廃案の国会デモが盛んだったころ、シユプレヒコールが聞こえる職場で仕事をしていました。デモ隊は「戦争法反対」「立憲主義を守れ」とアピールし、コールのリズムの違いで、若者も多いことは分かりました。でも内容は既成野党と変わらないことを叫んでいて、同僚も「あまり新しいことやっ

政権と本当に闘うことはできません。「立憲主義を守れ」というのも時代錯誤で、観念的で無力です。

安倍政権に対する労働者・働く者の闘いが発展することなしには安倍政権を打ち倒すことはできません。今の野党に期待しても裏切られるだけです。多くの働く仲間たちに、新しい闘いを強く訴えて、19参院選を闘う決意です。共に闘いましょう！

の原則は決して侵されてはならない。

第六条 「天皇の治世」「天皇の一世一元号」という概念と結びつく元号制度の廃止。

第七條 次期天皇以降、現憲法の十四條、二十四條の一切の差別の禁止の、とりわけ男女平等の精神に基づいて、天皇は現天皇の長子とする（女性天皇を認める）。

第八條 将来的には、すでに歴史的骨董品に墮し、時代錯誤そのもの、有害無用で、ブルジョア支配や国家主義勢力や反動派の道具——15年戦争（1931年から45年まで続いた天皇制軍部ファシズム勢力による侵略戦争、帝国主義戦争の時代、軍部ファシズム勢力の旗印になったことに「象徴」されたように）——、もしくは装飾品の意味しか持ち得ない天皇制（日本の君主制）を廃止する（歴史的にはすでに戦国時代ころまでで、歴史的に現実的な存在意義をほとんど失っている）。

【労働者党改憲草案】

第一章 国民主権

第一条 日本は労働者・働く者を支柱とする国民主権の国家である。

第二条 日本の国家は、旧憲法（明治憲法）が謳ったような、また天皇制国家主義者たちや安倍一派の反動派がわめくような、さらには「君が代」が語るような、天皇主権（自民党の「日本国憲法改正草案」が語るような「天皇元首」等々も含む）の国家でないこと

とを改めて厳粛に確認する。

第二章 天皇

第三条 仮に日本国家が立憲君主制体制をとることがあり得るとしても、天皇の地位は、厳密に国民主権と民主主義体制に順応し、従属したものでなければならぬ。したがって天皇をはじめとする皇族も当然、国民の一部として存在し、古代天皇の残映である一切の「神聖性」とか、国家や国民統合の「象徴」とかの幻想から解放された人間的人格以上であってはならない。

第四条 天皇の役割は、厳しく現憲法の7条に規定されている「国事行為」に限定されるのである。個々の天皇が恣意や、勝手な思い込みによって行われるような「公的行為」——不可避的に政治的品格を帯びざるを得ない——は固く禁じられる。

第五条 天皇家はお望みならば神道の宗家として、宗教的行事を主宰し、行うことができるのは、他宗派の家族がそうであるのと同様である。しかしその場合、「政教分離」